

浜松市におけるいじめの問題 対応チャート

事案発生

いじめの対応

法第23条

「校内いじめ対策委員会」でいじめ認知及び対応＜学校＞

法第23条2項

市教委への報告＜学校＞

法第24条

学校への必要な支援・指示、調査
＜市教委＞

いじめ対策等
専門家チームによる
指導・助言

いじめ
調査委員
＜浜松市＞

重大事態につながるおそれのある
事案について調査依頼・結果報告

法第28条1項

重大事態事案認定＜市教委＞

調査主体の判断＜市教委＞

法第30条1項

市長への重大事態発生報告＜市教委＞

学校主体

市教委主体

諮問

学校いじめ対策組織方式
＜校内いじめ対策委員会に
第三者を加えた組織＞

教育委員会等方式
＜指導主事に第三者を加えた組織＞

第三者委員会等方式
＜浜松市いじめ問題
第三者組織＞

報告

報告

答申

市教委

法第30条2項

市長への重大事態調査結果報告＜市教委＞

重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の
発生の防止のための必要な措置 ＜浜松市＞ ＜市教委＞

市長が必要と認めるとき

再調査

法第30条2項

再調査の指示＜市長＞

諮問

法第30条2項

浜松市いじめ問題再調査委員会による調査

答申

法第30条2項

市長への重大事態調査結果報告

法第30条3項

議会報告＜市長＞

法第30条5項

重大事態の対処又は当該重大事態と同種の事態の
発生の防止のための必要な措置 ＜浜松市＞ ＜市教委＞